

平成24年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に対する措置状況

第1 監査の結果の報告

平成24年度に係る財政的援助団体等の監査の結果については、平成26年5月13日に議会、知事及び教育委員会に報告（平成26年5月13日付け北海道公報第2580号で公表）した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

1 指摘事項に対する措置

監査実施団体等	指 摘 事 項	講 じ た 措 置
南富良野町商工会	<p>(1) 平成19年度小規模事業指導推進費補助金において、平成19年度から20年度に実施した国の補助事業と補助対象経費が重複していたものや食糧費などの補助対象外経費が含まれていたことから、補助金38万8,352円が過大となり返還していたが、今回の監査において、新たに旅費3件、8万5,120円の補助対象外経費が確認された。</p> <p>また、平成22年度地域づくり総合交付金において、交付金実施要綱では国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業は交付対象外としているが、平成22年度小規模事業指導推進費補助金と交付対象経費が重複していたことから、交付金30万円全額の交付決定が取消され返還していた。</p> <p>一方、北海道経済部（以下「経済部」という。）は、平成22年度小規模事業指導推進費補助金において、補助要綱等に地域づくり総合交付金と同様の重複した事業を対象外とする定めがないことや誤った経理処理があったものの故意性が確認できなかったとして、重複した経費29万3,275円や補助対象外であった経費30万1,890円を補助対象経費とするなどの精査を行い補助金額には変更は生じない</p>	<p>当該団体に対し、補助金の交付決定の一部を取り消したうえで、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助対象経費の計上に当たっては、他の補助金との重複がないか精査するなど適正な事務処理を行うとともに、当該団体が作成した事務処理能力、事業の実施体制及び内部牽制の強化といった改善策を着実に履行するよう指導しました。</p>

	<p>とした。</p> <p>しかし、補助金交付決定に付した条件には虚偽の申請その他不正な行為があったときは交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる」とされており、重複した経費を変更交付申請を行うことなくそのまま補助対象経費として実績報告し、補助金を二重に受給したものがあることから補助金交付決定に付した条件に該当することが認められる。</p> <p>さらに、平成24年度地域づくり総合交付金において、平成24年度に実施している国の補助事業と交付対象経費が重複していたことから、交付金50万円が過大となっていた。</p> <p>このことは、平成22年度地域づくり総合交付金を取り消され返還した時点において認識していたにもかかわらず道に報告をしていなかった。</p>	
<p>函館商工会議所</p>	<p>(2) 小規模事業指導推進費補助金のうち、商工会議所等が行う継続記帳指導事業については、記帳指導員への謝金を補助の対象としているが、団体では、他の団体の正規雇用職員へ謝金を支払っているものの、源泉徴収は行っておらず、他団体への委託事業と認識し、また、謝金を受領した他団体では全額を受託収入として決算を行うなど、同事業は他団体への委託の実態にあり、委託の場合にあっては、補助金は交付されないこととなることから、補助金119万2,050円が過大となっていた。</p>	<p>当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、記帳指導員の謝金の取扱いについては、誤りのない適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>特定非営利活動法人自立支</p>	<p>(3) 離職者の安心生活支援事業に係る補助金について、総事業費及び</p>	<p>当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助</p>

援事業所ベトサダ	寄付金その他収入額の算定を誤ったため、補助金38万8,000円が過大となっていた。	金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。
公益社団法人北海道観光振興機構	(4) 観光プロモーション推進事業に係る補助金について、当該事業により生じた広告料収入を補助対象経費から控除しなかったことから、補助金34万2,000円が過大となっていた。	当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。
公益社団法人北海道観光振興機構	(5) 長期滞在型観光促進事業、北海道観光ブランディング事業及び北海道観光誘致推進事業に係る負担金について、これらの事業に係る委託契約料に委託相手先が団体に支払うサーバー利用料を含んでいたにもかかわらず、このサーバー利用料を負担金事業費から控除しなかったことから、負担金6万4,320円相当が過大となっていた。	当該団体に対し、過大に受領していた負担金を返還させるとともに、負担金の精算に当たっては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。
医療法人道東勤労者医療協会	(6) 病院内保育所運営事業に係る臨時職員の賃金の支給について、その勤務に対し最低賃金法で定める北海道の最低賃金を大きく下回る額の賃金を支給しているものなどがあつた。	当該団体に対し、臨時職員等の人件費について、最低賃金法で定める北海道の最低賃金を遵守するよう指導しました。
学校法人札幌龍谷学園	(7) 固定資産の取得において、規程では、原則として指名競争入札に付することとされているが、特段の理由もなく見積書の徴取により随意契約を締結していた。 当該案件は、前回監査における指導事項と同様案件であり、改善が図られていなかった。	当該団体に対し、固定資産の取得に当たっては、団体の規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。
特定非営利活動法人あいねっと	(8) 障害者自立支援対策推進事業に係る補助金について、補助金等交付申請書には補助事業等に係る予	当該団体に対し、補助金交付申請等に当たっては、総会及び理事会の議決を行うなど、適切な事務処理を行うよ

	<p>算が議決されているとして提出されているが、団体のすべての予算において、総会及び理事会の議決が行われていなかった。</p> <p>また、決算についても、監査時点において、同様に議決が行われていなかった。</p>	<p>う指導しました。</p>
<p>公益財団法人 新千歳空港周 辺環境整備財 団</p>	<p>(9) 新千歳空港周辺地域振興基金運用益見合補助金を財源の一部として団体が実施する助成金事業において、交付対象者から実績報告書が提出されず、額の確定を行っていない事業があった。</p>	<p>当該団体に対し、間接補助事業の執行に当たっては、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>なお、団体から交付対象者に対し、実績報告書の提出期限経過後、文書及び電話等による催促を行うなど、早期受領に向けた対応を講じてきた結果、実績報告書が提出されました。</p>
<p>学校法人豊川 学園</p>	<p>(10) 給与の支給において、雇用契約書等や賃金台帳が作成されていないもの、規程で定める時期に支給されていないものがあった。</p> <p>また、通勤手当において、規程では対象とならない者に対して支給しているものや、所得税の課税所得とすべきものを非課税としているものがあった。</p> <p>当該案件の中には、前回監査における指導事項と同様案件があり、改善が図られていなかった。</p>	<p>当該団体に対し、給与等の支給に当たっては、関係法令及び団体の規程に基づき、適正な支給を行うとともに、雇用契約書等や賃金台帳を整備するよう指導しました。</p> <p>また、課税していなかった通勤手当に係る所得税については、税務署の指示に従い納税したことを確認しました。</p>
<p>学校法人豊川 学園</p>	<p>(11) 保管現金が不足した場合に、職員等による立替払が行われていた。</p> <p>また、規程では、収納した金銭については、銀行に預け入れ、これを支払に直接充当してはならないとされているが、現金を金融機関に預け入れないまま保管し、支払に充てているものがあった。</p> <p>当該案件は、前回監査における指導事項と同様案件であり、改善が図られていなかった。</p>	<p>当該団体に対し、現金の取扱いに当たっては、収納した金銭は銀行に預け入れ、支払に直接充当しないこと、職員による立替払は行わないことなど、適正な会計処理を行うよう指導するとともに、経理責任者を含む複数人によるチェック体制を確立し、幼稚園の事務執行体制を強化するよう指導しました。</p>

<p>学校法人鉤路カトリック学園</p>	<p>(12) 計算書類である収支計算書に記載する金額は、総額をもって表示しなければならないが、純額で表示しているものがあった。</p> <p>また、各幼稚園で保有している用品、給食等に係る現金について、貸借対照表及び収支計算書に計上していないものや、教育活動に付随する活動に係る事業収入について、補助活動収入ではなく雑収入として計上しているものがあった。</p> <p>さらに、規程では、支払いに関する領収書等は10年間保管することとされているが、預かり保育に係る支出について、領収書等の証拠書類が保管されていないものがあった。</p> <p>当該案件の中には、前回監査における指導事項と同様案件があり、改善が図られていなかった。</p>	<p>当該団体に対し、計算書類作成に当たっては、純額表示ができることとされている収入と支出を除き、総額を表示するよう指導するとともに、補助活動事業については、補助活動収入として、計算書類に計上するよう指導しました。</p> <p>また、領収書等は規程に基づき適正に管理するなど、学校法人会計基準及び団体の規程等を遵守し、適正な会計処理を行うよう指導しました。</p>
<p>学校法人藤原学園</p>	<p>(13) 学校法人は、すべての取引について、複式簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成し、計算書類を作成しなければならないが、給食費に係る会計処理について、会計帳簿の作成や収支に係る証拠書類の保存を行わず、計算書類には、この収支のてん末を計上していなかったり、規程では、経理に関する取引は会計伝票によって処理しなければならないとされているが、すべての取引において会計伝票が作成されていなかった。</p> <p>また、計算書類について、貸借対照表における平成24年度末の現金預金残高が誤っていた。</p> <p>さらに、借入金について、その返済期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものは長期借入金として計算書類に計上しなければ</p>	<p>当該団体に対して、計算書類に計上されていなかった補助活動事業について、会計帳簿等を作成し、計算書類に計上するよう指導しました。</p> <p>また、計算書類の作成に当たっては、正確を期すとともに、学校法人会計基準及び団体の規程等を遵守するよう指導しました。</p> <p>さらに、借入金については、事実を証する書類を作成し、会計処理を適正に行うよう指導しました。</p>

	<p>ならないが、これを短期借入金として計上しているものが多額にあり、これらの借入れについて、この事実を証する書類が作成されていなかった。</p>	
<p>経済部</p>	<p>(14)平成19年度小規模事業指導推進費補助金において、平成19年度から20年度に実施した国の補助事業と補助対象経費が重複していたものや食糧費などの補助対象外経費が含まれていたことから、補助金38万8,352円が過大となり返還していたが、今回の監査において、新たに旅費3件、8万5,120円の補助対象外経費が確認された。</p> <p>また、平成22年度地域づくり総合交付金において、交付金実施要綱では国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業は交付対象外としているが、平成22年度小規模事業指導推進費補助金と交付対象経費が重複していたことから、交付金30万円全額の交付決定が取消され返還していた。</p> <p>一方、経済部は、平成22年度小規模事業指導推進費補助金において、補助要綱等に地域づくり総合交付金と同様の重複した事業を対象外とする定めがないことや誤った経理処理があったものの故意性が確認できなかったとして、重複した経費29万3,275円や補助対象外であった経費30万1,890円を補助対象経費とするなどの精査を行い補助金額には変更は生じないとした。</p> <p>しかし、補助金交付決定に付した条件には虚偽の申請その他不正な行為があったときは交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる」とされており、重複した経</p>	<p>当該団体に対し、補助金の交付決定の一部を取り消したうえで、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助金の額の確定に当たっては、実績報告書等の書類の審査などを適切に行います。</p> <p>また、当該団体に対し、補助対象経費の計上に当たっては、他の補助金との重複などがないか精査するなど適切な事務処理を行うとともに、当該団体が作成した事務処理能力、事業の実施体制及び内部牽制の強化といった改善策を着実に履行するよう指導しました。</p>

	<p>費を変更交付申請を行うことなくそのまま補助対象経費として実績報告し、補助金を二重に受給したものがあることから補助金交付決定に付した条件に該当することが認められるので、書類の審査を適切に行い、必要に応じて現地調査をするなどして、補助金の額の確定を適正に行うとともに、団体に対して適切な事務処理を行うよう指導する必要があった。</p>
--	--

2 指導事項に対する措置

(1) 団体に関するもの

項 目	指 導 事 項	講 じ た 措 置
ア 事業の執行に関するもの	<p>(ア) がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金等において、補助事業者は、補助対象事業終了後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならないとされ、この場合には当該仕入控除税額の全部又は一部を返納させることがあるなどとされているが、平成21年度から24年度まで、この報告を行っていなかったことから、補助金が過大となっているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助事業に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額については、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(イ) 精神保健啓発事業補助金において、機関誌発送業務がない月を含めて補助対象としたことから補助金が過大となっているものがあつた。 また、この業務に係る収支計算書において、補助対象経費の執行に関する記載が不明確なものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(ウ) 軽費老人ホーム運営費補助金において、入所者から徴収する事務費の</p>	<p>当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助</p>

<p>算定を誤ったことから、補助金が過大となっているものがあつた。</p> <p>また、補助対象経費について、前年度に契約した修繕工事に係る経費を含めているものや、団体が定める按分方法等に基づかずに算定するなど、不明確な会計処理を行っているものがあつた。</p>	<p>金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>(エ) 森林整備加速化・林業再生事業に係る補助金について、職員の勤務日数の算定及び臨時職員の時給単価を誤ったため、補助金が過大となっているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、給与等の支給に当たっては、団体の規程に基づき、適正な支給を行うよう指導しました。</p>
<p>(オ) 介護基盤緊急整備等特別対策事業において、当該事業により取得した財産については、効率的な運用を図ることとされているが、希望者にのみ有料で貸し付けたため、居室用冷蔵庫及び居室用テレビが使用されず、保管したままになっているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、有料で貸し付けている備品について無料とするか補助対象外とするよう指導するとともに、未使用の備品については補助対象外とするよう指導しました。</p>
<p>(カ) 団体事業に係る負担金において、当該年度中に使う予定がない観光宣伝用物品を年度末に作成しているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、負担金に係る事業の実施に当たっては、当該年度中に使用しない物品を作成・購入しないよう指導しました。</p>
<p>(キ) 北海道新しい公共支援事業モデル事業補助金において、事業の実施要領では、事業実施主体となる協議体の条件として、協議体を解散した場合の地位の継承者や協議体の事務処理及び会計処理の方法について規約やその他の規程を作成することになっているがこれらが行われていないものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、実施要領に基づき諸規程を整備するよう指導しました。</p>
<p>(ク) 総合内科医養成研修センター運営支援事業補助金において、補助対象年度の翌年度の研修に係る前払い費</p>	<p>当該団体に対し、翌年度の研修経費については、補助の対象外とするよう指導しました。</p>

	<p>用を補助対象経費に含めているものがあつた。</p>	
	<p>(ケ) 介護基盤緊急整備等特別対策事業において、併設する補助対象外施設において使用する備品等の取得に要する経費を補助対象としているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、併設する補助対象外施設において使用する備品等の取得経費については、補助対象外とするよう指導しました。</p>
	<p>(コ) 救急勤務医・産科医等確保支援事業費補助金について、救急医療に対する対価であることを明記した雇用契約を結んでいない非常勤医師の救急勤務実績を補助対象経費に含めているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、雇用契約を結んでいない非常勤医師については、補助の対象外とするよう指導しました。</p>
	<p>(サ) 補助金において、発行した広報誌が翌年度に納品されたにもかかわらず、年度内に納品されたとしているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、補助対象年度の確認を徹底するなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
イ 収入に関するもの	<p>(ア) 使用料収入において、団体の規程では前納を原則とし、経理責任者がやむを得ないと認めるときに後納させることができるとされているが、この手続きを行うことなく、全て後納させているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、諸料金規程を改正するとともに、後納ができる取扱いを明確にした通知をし、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(イ) 出納事務について、規程では、会計伝票に基づいて行われなければならないが、寄付金について、この事務処理が行われていないものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、寄付金について、団体の規程に基づき、会計伝票を作成し、経理責任者の承認を得て金銭の出納を行うよう指導しました。</p>
ウ 支出に関するもの	<p>(ア) 農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金において、補助対象経費の算定を誤ったことから、補助金が過大となっているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(イ) 出張先で緊急にやむを得ず必要となるものについて立替払をしようとするときは、電話連絡等の方法によ</p>	<p>当該団体に対し、立替払を行うに当たっては、団体の規程等を遵守し、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>

り経理担当者又は出納担当者の内諾を得た上で、帰庁後速やかに、立替払事前承認申請書により、経理担当者の承認を得なければならないが、これらが行われていないものがあった。

(ウ) 研修寮の管理及び運営に関する委託業務の執行において、賄い業務の積算日数は、土、日、祝祭日を除く平日245日としていたが、実績日数は149日となっており、積算日数を大幅に下回っているものがあった。

(エ) 老人福祉施設整備事業に係る工事契約において、契約保証金については、入札の公告で構成員の全員が過去2年間に地方公共団体等と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結した実績があるなどの場合には、その納付を免除することとしているが、当該免除要件に該当しない者の契約保証金の納付を免除しているものがあった。

また、工事代金の支出において、建設工事請負契約書では工事の完成前に出来形部分や工事現場に搬入した工事材料等に相応する額の範囲内で部分払をすることができるとされているが、注文していない工事材料や、注文済であるが工事現場に搬入されていない工事材料など、部分払できないものを含めて、工事代金を支払っているものがあった。

(オ) 指定管理業務に係る臨時職員の給与の支給において、雇用契約書に記載の時給と異なる額で支給していたことから、事業報告書に記載される管理に係る経費の収支状況に誤りのあるものがあった。

(カ) 北海道新しい公共支援事業モデル

当該団体に対し、委託業務の積算に当たっては、過去の実績を検討するなど、業務の実態に対応した適切な積算を行い、適正かつ効率的な事務処理を行うよう指導しました。

当該団体に対し、契約手続き及び経費の支出に当たっては、関係通知等を遵守し適正な事務処理をするよう指導しました。

当該団体に対し、給与の支給に当たっては、団体の規程等に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。

当該団体に対し、給与の支給に当た

<p>事業補助金において、職員就業規則で定められている職員の給与から控除する雇用保険料を控除せず、また雇用保険料と合わせて団体が負担しなければならない労働者災害補償保険料を含む労働保険料を納付していないものがあった。</p>	<p>っては、関係法令及び団体の規程に基づき適正な事務処理を行うとともに、未納付となっている労働保険料について、速やかに納付するよう指導しました。</p>
<p>(キ) 管理職員特別勤務手当の支給において、未支給となっているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、手当の支給に当たっては、団体の規程に基づき、適正な支給を行うよう指導しました。</p>
<p>(ク) 手当の支給において、規程に定めがなく支給しているもの、規程に定める基準によらない額を支給しているものがあった。</p> <p>また、手当の支給に係わる業務実績等を確認できる書類が作成されていないものや賃金の支給において、最低賃金法で定める北海道の最低賃金を下回る額を支給しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、手当の支給に当たっては、関係法令及び団体の規程に基づき、適正な支給を行うよう指導しました。</p>
<p>(ケ) 赴任旅費の支給において、扶養親族移転料の算定を誤ったことから、過払いとなっているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、赴任旅費の支給に当たっては、団体の規程等を遵守し、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>なお、過払い分の赴任旅費については、返納処理が行われています。</p>
<p>(コ) 航空機を利用する旅行において、団体の旅費支給規程等では、旅費の請求をする際に、領収書を添付することとされ、領収書がやむを得ず得られない場合は、航空運賃が明示された請求書、納品書等を添付しなければならないが、これらの書類が添付されていないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、旅費の支給に当たっては、団体の規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>(カ) パート運転手の賃金について、規程等の定めがなく、雇用契約書等も交わさずに賃金を支給しているものや出勤簿等の作成がされていないもの</p>	<p>当該団体に対して、臨時職員の給与については、関係法令及び団体の規程に基づき、雇用契約を締結した上で、適正に支給するとともに、出勤簿を整</p>

	のがあった。	備するよう指導しました。
エ 財産管理に関するもの	(ア) 公益法人の財務諸表においては、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならないが、団体は、特別会計分として釣銭準備金を常に現金で保管しているが、この現金について、貸借対照表及び財産目録等に計上していないものがあった。	当該団体に対し、財務諸表上において真実な内容を明瞭に表示する等指導を行いました。 また、現地調査を行い適切な事務処理が行われているか確認しました。
	(イ) 現金の管理について、多額の現金を保管しているもの、他の現金勘定から現金を流用しているものなど団体の経理規程に基づいた適切な会計処理が行われていないものがあった。	当該団体に対し、現金の取扱いに当たっては、団体の規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。
	(ウ) 物品の管理において、団体の規程では器具、備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うこととされているが、補助事業により取得した箱わな等について備品台帳を整備していないものがあった。 また、補助事業において購入した備品が、有効に活用されていないものがあった。	当該団体に対し、補助事業において購入した備品の管理に当たっては、団体の規程等に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。
オ その他団体の経理に関するもの	鳥獣被害防止総合対策事業に係る補助金について、規程では、決算において、監事による監査を受けた後、総会の承認を受けなければならないが、これらが行われていないものがあった。 また、物品の購入について、規程では、稟議書を出納責任者を経て、会長の決裁を受けなければならないが、これが行われていないものがあった。	当該団体に対し、決算の承認等に当たっては、団体の規程等に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。

(2) 道の部局に関するもの

項 目	指 導 事 項	講 じ た 措 置
	<p>ア 地域づくり総合交付金において、交付金実施要綱では国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業は交付対象外としているが、補助金と交付対象経費が重複していたことから、交付金の全額の交付決定が取消され返還しているものがあつた。</p> <p>また、補助金、交付金及び負担金を過大に交付しているものがあつたので、書類の審査を適切に行うとともに、必要に応じて現地調査をするなどして、補助金、交付金及び負担金の額の確定を適切に行う必要があつた。</p>	<p>当該団体に対し、過大に交付していた補助金等については、返還させるとともに、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>また、補助金等の交付決定及び額の確定に当たっては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理に努めるとともに、補助金等の額の確定に当たっては、必要に応じて、現地調査等を実施します。</p>
	<p>イ 病院内保育所運営事業に係る臨時職員の賃金の支給について、その勤務に対し最低賃金法で定める北海道の最低賃金を大きく下回る額の賃金を支給しているものなどがあつたので、適切な事業の執行となるよう団体を指導する必要があつた。</p>	<p>当該団体に対し、賃金の支給に当たっては、関係法令に基づき、適正な支給を行うよう指導しました。</p>
	<p>ウ 固定資産の取得において、規程では、原則として指名競争入札に付することとされているが、特段の理由もなく見積書の徴取により随意契約を締結しているものがあつた。</p> <p>当該案件は、前回監査における指導事項と同様案件であり、改善が図られていないことから、適切な事務処理を行うよう団体を指導する必要があつた。</p>	<p>当該団体に対し、固定資産の取得に当たっては、団体の規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>また、私学経営実務研修会において、各私立学校に対し各種規程の遵守について注意喚起を行いました。</p>
	<p>エ 障害者自立支援対策推進事業に係る補助金について、補助金等交付申請書には補助事業等に係る予算が議決されているとして提出されているが、総会及び理事会の議決が行われ</p>	<p>当該団体に対し、補助金交付申請等に当たっては、総会及び理事会の議決を行うなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>また、各総合振興局に対し、補助金</p>

ていないものがあった。

また、決算についても、監査時点において、同様に議決が行われていないので、事務処理を適切に行うよう団体を指導する必要があった。

事務に当たっては、審査を適正に行うよう通知しました。

オ 間接補助金において、交付対象者から実績報告書が提出されず、額の確定を行っていない事業があったことから、適切に事業を執行するよう団体を指導する必要があった。

当該団体に対し、間接補助事業の執行に当たっては、適切な事務処理に努めるよう指導しました。

なお、団体から交付対象者に対し、実績報告書の提出期限経過後、文書及び電話等による催促を行うなど、早期受領に向けた対応を講じてきた結果、実績報告書が提出されました。

カ 給与の支給において、雇用契約書等や賃金台帳が作成されていないもの、規程で定める時期に支給されていないものがあった。

また、通勤手当において、規程では対象とならない者に対して支給しているものや、所得税の課税所得とすべきものを非課税としているものがあった。

当該案件の中には、前回監査における指導事項と同様案件があり、改善が図られていないことから、適切な事務処理を行うよう団体を指導する必要があった。

当該団体に対し、給与等の支給に当たっては、関係法令及び団体の規程に基づき、適正な支給を行うとともに、雇用契約書等や賃金台帳を整備するよう指導しました。

また、課税していなかった通勤手当に係る所得税については、税務署の指示に従い納税したことを確認しました。

キ 保管現金が不足した場合に、職員等による立替払が行われているものがあった。

また、規程では、収納した金銭については、銀行に預け入れ、これを支払に直接充当してはならないとされているが、現金を金融機関に預け入れないまま保管し、支払に充てているものがあった。

当該案件は、前回監査における指導事項と同様案件であり、改善が図られていないことから、適切な事務

当該団体に対し、現地調査を行い、現金の取扱いに当たっては、収納した金銭は銀行に預け入れ、支払に直接充当しないこと、職員による立替払は行わないことなど、適正な会計処理を行うよう指導するとともに、経理責任者を含む複数人によるチェック体制を確立し、幼稚園の事務執行体制を強化するよう指導しました。

処理を行うよう団体を指導する必要があった。

ク 計算書類である収支計算書に記載する金額は、総額をもって表示しなければならないが、純額で表示しているものがあった。

また、各幼稚園で保有している用品、給食等に係る現金について、貸借対照表及び収支計算書に計上していないものや、教育活動に付随する活動に係る事業収入について、補助活動収入ではなく雑収入として計上しているものがあった。

さらに、規程では、支払いに関する領収書等は10年間保管することとされているが、預かり保育に係る支出について、領収書等の証拠書類が保管されていないものがあった。

当該案件の中には、前回監査における指導事項と同様案件があり、改善が図られていないことから、適切な事務処理を行うよう団体を指導する必要があった。

当該団体に対し、計算書類作成に当たっては、純額表示ができることとされている収入と支出を除き、総額を表示するよう指導するとともに、補助活動事業については、補助活動収入として、計算書類に計上するよう指導しました。

また、領収書等は規程に基づき適正に管理するなど、学校法人会計基準及び団体の規程等を遵守し、適正な会計処理を行うよう指導しました。

ケ 学校法人は、すべての取引について、複式簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成し、計算書類を作成しなければならないが、給食費に係る会計処理について、会計帳簿の作成や収支に係る証拠書類の保存を行わず、計算書類には、この収支のてん末を計上していなかったり、規程では、経理に関する取引は会計伝票によって処理しなければならないとされているが、会計伝票が作成されていないものがあった。

また、計算書類について、貸借対照表における平成24年度末の現金預金残高が誤っているものがあった。

さらに、借入金について、その返済期限が貸借対照表日後1年を超え

当該団体に対して、計算書類に計上されていなかった補助活動事業について、会計帳簿等を作成し、計算書類に計上するよう指導しました。

また、計算書類の作成に当たっては、正確を期すとともに、学校法人会計基準及び団体の規程等を遵守するよう指導しました。

さらに、借入金については、事実を証する書類を作成し、会計処理を適正に行うよう指導しました。

なお、当該団体に対して、改善状況を確認するため、現地調査を実施します。

	<p>て到来するものは長期借入金として計算書類に計上しなければならないが、これを短期借入金として計上しているものが多額にあり、これらの借入れについて、この事実を証する書類が作成されていなかったため、適切な会計処理となるよう団体を指導する必要があった。</p>	
	<p>コ 国の地域医療再生臨時特例交付金を受けて造成された基金により平成23、24両年度に実施した道央圏地域医療再生計画事業費補助事業等において、要綱等に補助事業者が、補助対象事業終了後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合、その額に係る補助金を返還することなどの規定を定めなかったことから、補助事業者に対し仕入税額控除した消費税等に係る補助金が交付されたままになっているものがあるため、その状況を調査し適切な措置を行う必要があった。</p>	<p>各補助団体に対し、仕入税額控除した消費税等に係る補助金の取扱いについて説明を行った上、その状況を調査し、対象額を返還させることとしました。</p>

3 検討事項に対する措置

項 目	検 討 事 項	講 じ た 措 置
	<p>(1) 介護基盤緊急整備等特別対策事業において、有料で貸し付ける目的で備品を取得したため、本来の補助金の交付目的が達成されていないものがあったことから、補助の対象となる備品について、補助金交付要綱等において取扱いを明確にするよう検討を行う必要がある。</p>	<p>介護基盤緊急整備等特別対策事業の補助の対象となる備品について、平成25年9月17日付けで、各総合振興局及び各市町村あて通知し、適切な事業執行について周知を図りました。</p>
	<p>(2) 「一村一エネ」事業費補助金において、事業計画で事業の実施により削減が見込まれるエネルギー量を目標量として設定するに当たり、新規</p>	<p>事業の実施により削減が見込まれるエネルギー量の設定に当たり、事業実施前と実施後のエネルギー使用量の積算については、その数値の根拠となる</p>

の施設整備等については、現在のエネルギー使用量を標準的な整備方法による仮想エネルギー量により算定できる場合があり、この場合は客観的・合理的な積算方法により算定することとされているが、この積算方法の審査が不十分なまま認定しているものがあつた。

また、設備整備と併せて行ったソフト事業の費用対効果について、審査基準では地域経済の活性化効果について、具体性、有効性などを審査することとなっているが、審査が不十分なまま、事業計画を認定しているものがあつたので、十分な審査を行うよう検討する必要がある。

標準的施設におけるエネルギー使用量の積算などの資料提出を求め審査を行うとともに、審査委員会においてもその積算方法に係る説明を求めるなどして、エネルギー削減量の設定が適切であるか、十分な審査に努めます。

また、ソフト事業の費用対効果についても有効性や具体性について、審査委員会においてその根拠などについて説明を求め、十分な審査に努めます。

(3) 「一村一エネ」事業費補助金において、経済部では補助事業のすべてにおいて、効果である実績量を把握していないことから、道監査において、それぞれの補助事業における目標量の達成状況を確認したところ、実績量が目標量に達していた補助事業が11件ある一方で、実績量が目標量に達していない補助事業19件のうち5件については、達成率が50%にも満たないなど、達成率が低いものがあつた。

このように目標量の実績量に達していない補助事業が数多く見受けられるが、実績量が目標量に達していない補助事業者に対して指導・助言をするなど補助事業の効果を向上させるような方策が十分にとられていないことから、補助事業の効果である実績量を把握するとともに、実績量が目標量に達していない補助事業者に対して指導・助言をするなど、補助事業の効果が向上するような方策を執るよう検討する必要がある。

補助事業の実績等に係る把握については、事業終了後5年間は、地域への波及効果や実績量について報告を求めるとし、平成26年4月1日をもって補助金交付要綱を改正しました。

また、平成22年度から平成25年度に実施した事業についても、文書等により事業実施後5年間は地域への波及効果や実績量に係る報告を求め、実績量が目標量に達していない場合は、その実態を把握し、補助事業の効果が向上するよう指導・助言に努めます。

<p>(4) 「一村一エネ」事業費補助金において、補助事業者が実施している事業の財源計画等を含む全体計画について、経済部における調査が不十分で他部局から重複した同じCO2削減量を事業効果とした補助金が交付されていることの認識が十分でなかったことから補助事業が効果的に執行されていないものがあったので、このような場合は部局間で調整するよう検討する必要がある。</p>	<p>補助事業の効果については、今後は、事業計画書の審査において、他部局の補助活用計画があるものについては、補助条件や事業効果を把握し、部局間調整を行うとともに、審査委員会においても検討を行うなど、適正なエネルギーの削減量による補助金交付や事業効果の把握に努めます。</p>
<p>(5) 「一村一エネ」事業費補助金において、補助事業の効果として経費の削減や販路拡大により相当の収益が生じる可能性があると思込まれ、事業の内容が営利目的と密接に関わっている場合もあると思められる事業があるにもかかわらず補助金交付要綱等に収益納付の規定が定められていないことから、これを定めるよう検討する必要がある。</p> <p>なお、この補助金の財源である国の電源立地地域対策交付金交付規則では収益納付の規定が定められている。</p>	<p>収益納付については、補助事業者から事業終了後5年間提出される事業の実施状況の報告により、収益が生じたと思められるときは、収益を納付させる旨の規定を定めることとし、平成26年4月1日をもって補助金交付要綱を改正しました。</p>